

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、奈良県広域消防組合構成市町村における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

【解釈及び運用】

本条は、法規の一般の例に従い、この条例の目的を示すとともに、この条例に規定する事項の範囲を定めたものである。

すなわち、本条は、この条例が火災の予防に関して公共の秩序を維持し、市民の安全及び福祉を保持するために

- 1 法第9条の規定に基づき、
 - (1) 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び設備の管理の基準
 - (2) 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準
 - (3) 火の使用に関する制限その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項
- 2 法第9条の2第2項の規定に基づき、
 - (1) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
 - (2) 住宅における火災予防の推進
- 3 法第9条の4の規定に基づき、
 - (1) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い（当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。）の基準
 - (2) 指定可燃物の貯蔵及び取扱い（指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を含む。）の基準
- 4 法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限
- 5 その他火災予防上必要な事項について規定したものである。